
第5回第七期品川区介護保険制度推進委員会 議事録要旨

日 時 令和2年10月28日(水) 13時30分 から 15時00分

場 所 品川介護福祉専門学校 5階 特別講義室

出席者 ①委員(18名)
藤井・関・岡村・山口・伊井・高橋・池崎・中越・杉山・
川島・大串・浅野・原・服部・志田・神宮・内野・渡邊

②区側事務局(6名)
福祉部 伊崎・寺嶋・宮尾・菅野・松山
健康推進部 高山

議 事 1 開催にあたって 挨拶(伊崎部長より)

2 議 題
(1) 第七期介護保険事業計画における各プロジェクトの検証について
(2) 今後の人口・介護サービス供給量等の推計について
(3) 第八期介護保険事業計画主要プロジェクト・目次(案)について

報 告 事 項
(1) 第4回開催内容に対するご質問について
(2) 新型コロナウイルスへの対応について

そ の 他
(1) 今後のスケジュールについて

● 1 開催にあたって

宮尾高齢者福祉課長 : 新規委員紹介

伊崎福祉部長 :

本来、今年度の早い時期に第七期の検証と第八期の計画の発展に向けて皆様から様々なご意見を賜るところであったが、新型コロナウイルス感染症の影響で開催時期が遅れてしまったことについてお詫びを申し上げたい。

今年度中に第八期の計画策定を行うため期間が短くなるが、本日皆様から被保険者代表として様々なご意見・ご知見をいただきながらより良い介護保険の計画を策定していきたいと考える。

宮尾高齢者福祉課長 : 資料確認

藤井委員長 :

品川区の委員会では他区・他市と違い非常に活発かつ住民目線の議論が行われているいい意味で珍しい委員会であるが、事務局からも話があったように、本来議論をすべき時期にできなかったのは残念であった。事務局で様々な形でご意見の集約等行ったが、それを補う形で議論を進めていきたいと考える。新型コロナウイルス感染症ということで介護の現場では非常に高リスクな高齢者を抱えている中で懸命な努力をしていただいているが、来年になったらコロナウイルスがなくなるといような話はあまりないため、withコロナの時代にどのような介護保険制度を行っていくのかという観点も盛り込まなくてはならない。そのような議論も含め、活発なご意見をいただきたいと思う。

● 2 議題審議

● (1) 第七期介護保険事業計画における各プロジェクトの検証について

藤井委員長 :

議題の(1)第七期介護保険事業計画における各プロジェクトの検証について、事務局から説明をお願いします。

宮尾高齢者福祉課長 :

資料1・1-1・1-2について、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため開催時間短縮のため説明は割愛させていただく。代わりに事前にいただいたご質問をもとに回答をさせていただく。

「資料 第5回 第七期介護保険制度推進委員会の事前ご意見ご質問一覧」について回答

藤井委員長 :

質問についてよく見ると区だけが行うものではなく、区民の方や事業者の方と協力して行っていくものである。例えば、「徘徊」という言葉を使わないという条例などを作ることはできても、そ

れによって現場で使用されなくなるかということは別問題である。徘徊という言葉が認知症の理解を妨げているということの理解に基づいてみんなが使用しないようにするために区として何ができるかを考えるかが重要である。

宮尾高齢者福祉課長 :

質問の中で介護福祉専門学校に関することが挙げられていた。私からも回答させていただいたが、社会福祉協議会の事務局長も出席しているため意見・補足をいただきたい。

大串委員 :

介護福祉専門学校の運営状況については、高齢者福祉課長が説明した通りである。定員40名といたところであるが、なかなか埋まらないという状況である。そのような状況の中、今年度のコロナウイルスの状況下でもリモートでのオープンキャンパスやYouTubeに動画投稿を行い、積極的に生徒確保に向けて活動しているところである。このような状況下でも様々な工夫を重ねながら貴重な介護人材の育成に努めてまいりたい。また、今後の介護福祉専門学校の運営についても皆様からのご支援をいただきたいと思う。

藤井委員長 :

補足で、自治体として社会福祉協議会を通して介護の人材を育成するというのは品川区独自の施策で、なおかつ区で働いていただいた場合の奨学金制度もある。その結果、全国の養成校の中では極めて充足率が高いといえる。現在のコロナウイルスの状況下、リモートでオープンキャンパスを行うなどの工夫は素晴らしいことだと思う。

外国人人材に関しては、区や介護福祉専門学校が努力をしても国の施策でできなくなってしまうという現状もあり、外国人の方を受け入れるのは難しい状況となっている。

内野委員 :

外国人人材に関しては、不合格になると3～5年在留後母国に帰国しなければならないというようにある。万が一試験が不合格でも例えば、看護師なら、看護師ではないがある程度のレベルの方が准看護師になれるという制度があるが、介護福祉士も同じようにできないのか。外国人の方にも受けやすいような資格にしないとなかなか合格するには難しいと考える。

現在、法人でも介護職に就く人が不足しているため、都内・地方の学校に募集をかけている。しかし、現在色々な職もあり、夢のある若い方がなかなか介護職に就かなくなっている。介護の専門学校も以前よりだいぶ数が減ってきている。どのように介護職に就く方を増やしていくかが今後も当事者だけでなく社会全体として課題になっていくと思う。

藤井委員長 :

区としては最大限の努力をさせていただいているが、それでも十分だとは言いきれない。区だけでなく、地域全体として考えていかなければならない課題であると認識している。

● (2) 今後の人口・介護サービス供給量等の推計について

藤井委員長 :

続いて議題の(2) 今後の人口・介護サービス供給量等の推計について説明をお願いします。

宮尾高齢者福祉課長 : 資料2を説明

藤井委員長 :

高齢者が増加する、介護認定者が増えるということであるが、品川区の場合は総人口も増えるということで、基本的には若い世代が中心のため、高齢者部分の推計についてはそこまでの人口変動はないため、かなり正確であると思われる。2025年と2040年のポイントについて宮尾高齢者福祉課長より話があった。全体としては、そこまで大きくなっているというよりは高齢者も要介護高齢者も認定率も増えていくということであった。

川島委員 :

資料3 ページ目、在宅サービス・居住系サービス・施設サービスの3つがあるが、それぞれの具体的な内容を教えていただきたい。

宮尾高齢者福祉課長 :

在宅サービスは、被保険者の方が在宅で介護を受ける場合のサービス、例えばデイサービスや訪問系のサービスが含まれる。居住系サービスは、グループホーム等を利用し介護を受けている方に対して提供するサービスである。施設サービスは、被保険者の方が施設で介護を受ける場合のサービス、例えば、特別養護老人ホーム等の施設に入所している方に対してサービスを提供するものである。

藤井委員長 :

簡単に言うと、居住系がグループホームで施設が特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院ということであるが、分類は分かりにくくなっている。これは品川区としてこのような分類をしているわけではなく、資料の下に注釈がある通り、国として分類しているということである。区内に施設を作るにしても、居住系を作るにしても区が土地を確保する等計画的に行っているため、このグラフのとおりになるというわけではない。全国どの市区町村も2020年ベースでこのまま伸ばすとこのような結果になるということである。

浅野委員 :

例えば保育園の場合、充足率を算出すると見込・人数が判明して、施設をどれぐらい増やすかということと計算する。計算できないと、行政の対応の意味がないと思うが、高齢者施設について充足率は出さないのか。

藤井委員長 :

自治体によるが、品川区の場合は入所調整を行っている。入所申込者の方でどれぐらいその時点で調整が行われているか何ヶ月ぐらいで実際に入所できるかという数値を見ているが公表はして

いないと思う。入所調整から見ると大体どれぐらいの充足率か。

また、算出すると全国で20万人ほど足りないという計算になり、その不足分については、将来入所する予定の方や、複数の施設に申し込んでいる方など非常に多様になっている。また、専門職側から見ればご自宅で一人暮らしが成立しているからそこまで心配する必要はないのではないかとということもある。保育園はそのような点から見るともう少しカウントしやすいと思う。したがって、これをどういった形で公表してどう施策に取り入れていくかということは自治体それぞれ異なる。品川区の現状を教えてください。

宮尾高齢者福祉課長 :

品川区では毎年発行している事業概要にて申込者および入所者の人数等を公表している。ここ数年、1回の募集で400人～500人ほど申込みいただいている。対して、入所は100人前後となっている。なお、入所者募集は年に2回行っている。

浅野委員 :

資料の要介護認定者の推計について、2018年は15,000人、2040年は21,000人となり、6,000人増えることになる。全体のうち4割を占める数であるが、それだけの受け皿を少なくとも作って現在と同じ充足率ということでもいいのか。

宮尾高齢者福祉課長 :

推計を踏まえたうえで今後受け皿を用意していく。

藤井委員長 :

今までは認定審査会の中で少し施設が不足しているということを議題に出して作っていたようであるが、科学的な面から推計して配慮していくことも重要であると考え。

難しい点は、地域包括ケアという話が出ている一方で、同居率は減っている点であるが、さらに、先ほど話が出ていた居住系サービスが非常に増えていることである。23区でいうと、特別養護老人ホームより、有料老人ホームに入ることが多くなっている。そういった状況の中で特別養護老人ホームの方が負担は低いが、要介護度が重くならないと入れないという、家族の視点から考えると安いほうがいいということもあり、区民の方のニーズを踏まえながらどのように作っていくかが重要である。完全に数値だけで判断すると作り過ぎてしまうことになる。

今後数年で施設をつくる計画はあるのか。

寺嶋福祉計画課長 :

まず一定の土地の確保が必要となる。ただし、土地の話と必要数の話は切り離して考えなければならない。保険者としては今後どのように需要が伸びてくるかというところを数値でおさねなければならないため、今回の第八期の計画に向けて検討を行っていく。現実的にどれぐらいつくれるのかということは物理的な話もあるため計画のとおりには達成できると明確には断言できないがベストを尽くすつもりである。

必要数をどう見るのかというと申し込んだ人＝必要数であるのか等精査が難しいところではあるため第八期の計画以降で検討していく。

具体的な整備計画については、現在議会等で報告しているものがある。八潮南特別養護老人ホームについて一部活用できる土地が残っているため、増築ができるかどうかを検討している段階である。ただ、施設の整備になるため今後1～2年でできることではないため、第八期～第九期の計画で行うことを目標としている。

また、東京都が東大井エリアに土地を持っている。まだ決定はしていないが、以前、東京都からの意向調査があり、区として福祉の関係で活用させていただきたいと回答している。

藤井委員長 :

このような問題を検討する際は数値を算出していただくことが好ましい。区としては用地があれば前向きにつくっていきたいという裏には、介護保険が始まる前、23区は青梅等の地域に特別養護老人ホームをつくってきたということがあり、現在もそれが機能していることもありなかなか数値だけで判断できないところではある。

● (3) 第八期介護保険事業計画主要プロジェクト・目次(案)について

藤井委員長 :

続いて議題の(3)第七期介護保険事業計画における各プロジェクトの検証について説明をお願いします。

宮尾高齢者福祉課長 : 資料3・資料3-1・資料3-2を説明

藤井委員長 :

事業計画では国が厚生労働大臣告示として目次を示している。23区含め多くの自治体が目次に従って計画を作っている。品川区は区独自でプロジェクト方針で行っているため、どのように区としてやりたいことを国の方針に沿って作るかということになるため資料3のような資料が必要になる。また、国の方で自治体にアンケートを行うよう推奨している。アンケート結果の分析にページ数を記載している計画が多いが、品川区はまず在宅介護支援センターを委託し、そこで多くのケアプランを作成しているという極めて珍しい仕組みをとり、ほっとステーションでも区民と接しており、そのような機関を通じて区民および高齢者のニーズを把握できているという特徴がある。

浅野委員 :

重層的支援体制整備とはどういうものか具体的に説明してほしい。

寺嶋福祉計画課長 :

第七期のときには具体的になかったものであるが、国が示した考えがおおもとにあり、各自治体で体制を作るように言われている。いくつか機能があるうちの重要な部分に総合相談というものがある。相談内容は多様であるため1つの相談窓口では解決できるわけではないが、受け止め方についてはいわゆるワンストップというかたちをとる。まずは総合窓口に来ていただければこちらで必要なメンバーを集めますというような対応を取るのがひとつの考えである。

また、そういったことを地域に展開していき、地域づくりをしていく。品川区では20か所の在

宅介護支援センターがあり、高齢者の相談にはきめ細かく対応できているが、今後は複合的な相談事が多くなる可能性がある。そのような地域に対する基盤整備もおこなっていくということである。

浅野委員 :

重層的というのは重なった年齢層ということか。

寺嶋福祉計画課長 :

ここでいう重層とは、相談機能と、地域づくりの機能と、地域の活躍できる方に参加していただく参加支援の3つの機能を指している。

藤井委員長 :

重層的支援体制整備は6月の法改正で位置付けられたもので、来年度から手上げ方式の事業として行われるものである。地域のニーズというものがこれまでの高齢・障害の捉え方を根本から変えていかなければならないということであるが、国にそこまで知恵がないので自治体独自に色々なやり方をしてほしいという考えである。いずれにしても、制度が複雑で重層的になっているためどのような体制を作るかは難しいことだと思う。

伊井委員 :

これから団塊の世代が後期高齢者になる。介護認定を受けている方々の居住地も重要であるが、現在介護認定を受けていない元気な方々について、現在夫婦で住んでいる方も多いがどちらかが先に亡くなり、一人になった場合、品川区の住宅は一人で住むには家賃が高い。今まで二人で住んでいた場所に一人で住むことになるより、どこか見える範囲のところに区のアパート等を、家賃を低くして提供していかなければならないのではないかと思う。

藤井委員長 :

居住支援ということであるが、難しいテーマとなるがいかが。

菅野高齢者地域支援課長 :

高齢者地域支援課で住宅開拓事業として民間住宅のあっせん事業や、それに付随して生活支援サービス事業を社会福祉協議会に委託して行っている。生活支援や見守り支援、家財処分をサービスとして選んでいただけるものがある。一人になった場合は相談していただき、このようなサービスを利用していただきたい。

伊井委員 :

現状でそのようなシステムができているということであるが、第八期に向けて居住支援も踏み込んでわかりやすくしていくことも重要であると考えます。

藤井委員長 :

そもそも居住は区市の基盤であるが日本では区市施策として狭い範囲でしか行われていない。先ほど伊井委員がおっしゃったあらゆる所得階層が一人や二人で暮らすための移り住みや適切な住

居であると思うが、それを行うには今の日本の枠組みでいうと、行政が行うと福祉の側面が非常に強いため限られた所得階層の低い方中心となってしまう。そのため、不動産会社側やシェアハウスのようなことをNPOが行うこと等民間の方の力を借りて行政が行うのが好ましい。

杉山委員 :

第三章の推進プロジェクト1と4については内容が被る部分があると思う。共生社会の実現という中には認知症高齢者を支える総合的な施策の推進も含まれると思うため、その分け方や内容を教えていただきたい。

宮尾高齢者福祉課長 :

共生社会の実現という考え方はプロジェクト1～8まですべてに通じるものだと捉えている。1～8は対等な関係であると同時にプロジェクト1は包含するような考え方であり、認知症対策を進めていくにあたってこれをベースに行っていきたいと考える。

藤井委員長 :

国レベルでの共生社会の実現というのは介護領域でいうと、介護が予算を確保して高齢者の介護はできているが、他の福祉に目が行き届いていないため、他の福祉にも目を向けようという意味で共生社会というものを使い始めた経緯がある。認知症に対する対策はまさにこの共生社会の考え方が必要である。縦の認知症施策があるとすれば、横串の共生があるということイメージしていただきたい。

報告事項

● (1) 第4回開催内容に対するご質問について

宮尾高齢者福祉課長 : 資料4を説明

● (2) 新型コロナウイルスへの対応について

宮尾高齢者福祉課長 : 資料5を説明

藤井委員長 :

1・2については行っている自治体も多い。3は国が考えた大変使いにくい制度で評判も良くない。区に頑張ってもらって助成しているところであり、実施している自治体も少ない。4も保健所の方々が頑張っているが、実施している自治体は少ない。

池崎委員 :

4のPCR検査の実施について、4,350万円ということだが、対象人員はどれぐらいなのか。

宮尾高齢者福祉課長 :

介護サービスに従事する方2,700人・障害福祉サービスに従事する方800人の合計3,500人分を対象にしている。

その他

● (1) 今後のスケジュールについて

宮尾高齢者福祉課長 :

資料6を説明

藤井委員長 :

実質議論できるのは次回に限られるため、ご参加いただきたい。国も今年は制度をかなり変更する形で動いているため、法改正はなかったが、介護報酬については大幅に変更があると思われる。

宮尾高齢者福祉課長 :

以上で第5回目の第七期介護保険制度推進委員会を終了する。
